

定期積金「スーパー積金」

販売対象	法人・個人	
期 間	6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	
掛 込	掛込方法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	掛込金額	1,000円以上
	掛込単位	100円単位
払戻方法	満期日以降に一括して給付契約金を支払います。	
給付補填金	適用利回り	固定金利 ※契約時に証書（通帳）に表示する約定利回りを満期日まで適用します。
	支払方法	給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	<p>・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優はご利用できません。）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>・法人は総合課税となります。</p>	
手数料	_____	
付加できる特約事項	<p>・「総合口座」の担保とすることができません。</p> <p>・普通預金等からの自動振替による受入ができます。</p>	
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、次の①・②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率</p> <p>②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）</p>	
金利情報の入手方法	年利回りは店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、TEL：0120-775-501）までお申し出下さい。
	紛争解決措置	東京弁護士会（TEL：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（TEL：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（TEL：03-3581-2249） 静岡県弁護士会（TEL：055-931-1848） 等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、TEL：03-3517-5825）までお申し出下さい。
その他参考となる事項	<p>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>・満期日以後の給付補填金は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>	